

出雲市立総合医療センター訪問看護ステーション重要事項説明書

【令和7年5月1日現在】

利用者に対する訪問看護サービス（以下「サービス」という）の提供開始にあたり、出雲市立総合医療センター訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要及び通常の事業実施地域

事業所名	出雲市立総合医療センター 訪問看護ステーション									
事業所所在地	〒691 - 0003 島根県出雲市灘分町6 1 3									
電話番号	0 8 5 3－6 3－5 1 1 7（直通）									
F A X 番号	0 8 5 3－6 3－5 7 7 7									
介護保険事業者番号	3	2	6	0	4	9	0	2	3	4
指定年月日	令和3年4月1日									
通常の事業実施地域	出雲市									

2. 運営方針

- （1）ステーションの職員（以下「職員」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援します。
- （2）職員は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護の提供に努めるものとします。
- （3）ステーションの実施する訪問看護事業（以下「事業」という。）の運営に当たっては、関係市町村及び地域の保健、医療並びに福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

3. 職員体制

職 種	員数	職務内容
管 理 者	1 人	管理業務・訪問看護
看 護 職 員	常勤換算数 2.5 人以上	訪問看護
療 法 士	必要に応じた適当数	訪問リハビリ
事 務 員	必要に応じた適当数	庶務全般

4. 運営日及び運営時間

運 営 日	月曜日から金曜日	運 営 時 間	午前8時30分～午後5時15分
休 業 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月29日から1月3日		
※上記にかかわらず、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じ緊急時訪問看護を行います。			

5. 事業の内容

- (1) 病状及び障がいの観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事、排泄などの日常生活の世話
- (4) 褥創の予防処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活及び介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

6. リハビリテーションの取り扱いについて

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問については、訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに行うものです。

7. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (2) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (3) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

8. 利用料

この事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとします。

利用者は、別紙料金表に定めた事業に対する所定の利用料および、事業を提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。利用料の支払は口座振替を原則とし、振替対象の口座を所持しない場合は納付書払いで対応し、病院窓口支払いには対応しません。

9. キャンセルの取り扱いについて

利用者の都合によりサービスを中止する場合には、できるだけサービスの前日17時までにご連絡ください。当日のキャンセルは、以下のキャンセル料を申し受けます。但し、利用者の容体の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。

※キャンセル料 ケアプラン上の予定訪問看護時間ごとに

介護保険の場合	30分未満	: 450円（税込）
	30分以上60分未満	: 790円（税込）
	60分以上90分未満	: 1080円（税込）

医療保険の場合	1回の訪問ごとに	: 550円（税込）
---------	----------	------------

また、サービス当日の天候不順、その他の事情により急遽サービスを中止する場合があります。その場合、中止の連絡の際に代替日など相談します。

10. 緊急時における対応方法

職員は、事業の実施中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

職員は、事業の実施により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

11. 虐待防止

ステーションは、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置

12. 守秘義務について

ステーション及び職員は、正当な理由がない限り、個人のサービスを提供するうえで知り得た情報を保持します。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

ステーションは、利用者または利用者家族等の個人情報、あらかじめ承諾を得た上で用いることがあります。この場合、個人情報は必要最小限度とし関係者以外には提供しません。

13. 感染症や災害発生時の対応について

感染症や災害発生時は、業務継続計画に沿って、必要な措置を講じるとともに、安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

14. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、利用者家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけ、おとしめる行為）
- (2) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

15. 苦情処理体制について

相談・苦情・不満などがある場合には、次の窓口までお申し付けください。

【相談・苦情窓口】

窓 口 出雲市立総合医療センター 医療安全管理室

電話番号 0853-63-5111（代表）

受付日 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

（ただし、国民の祝日、振替休日及び12月29日～1月3日までを除く）

16. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事 業 者)

- ・所在地 島根県出雲市灘分町6 1 3
- ・名 称 出雲市立総合医療センター 訪問看護ステーション

- ・説明者氏名

私は、本書面により、事業者から重要事項について説明を受け、同意しました。

(利 用 者)

- ・住 所

- ・氏 名 印 (自署時押印不要)

(署名代行者)

- ・住 所

- ・氏 名

- ・利用者との続柄